

物 品 購 入 契 約 書

発注者取手市(以下「甲」という。)と受注者_____ (以下「乙」という。)とは、物品購入について次の条項に基づいて契約を締結する。

(総則)

第1条 品名、数量、仕様、契約金額、納期限、納入場所等は、次のとおりとする。

- (1) 品 名：
- (2) 数 量：
- (3) 仕 様：
- (4) 契約金額 金 円
うち取引に係る消費
税及び地方消費税の 金 円
税額
- (5) 納 期 限： 年 月 日まで
- (6) 納入場所： 取手市
- (7) 契約保証金： 免除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検収)

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に見積書並びに仕様書に基づき、検収を行わなければならない。

- 2 甲は、前項による検収の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、乙に対して補正又は交換を請求することができる。この場合再検収の時期は、甲が乙から補正又は交換を終了した旨の通知を受けた日から10日以内とする。

(納期の延期等)

第4条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由によって契約期限内に物品を納入することができない場合は、甲に対して納期の延長を願い出ることができる。

- 2 前項以外の理由により納入の見込がないと認めたときは、甲はこの契約を解除することができる。

(保証)

第5条 乙は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども1年間は無償修理の責任を負うものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、第3条の定めによる検収に合格した後、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(補則)

第7条 この契約条項に定めのない事項については、取手市諸規程の定めるところによる。

上記の契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲（発注者） 住 所

氏 名

Ⓜ

乙（受注者） 住 所

氏 名

Ⓜ